

1. 適用範囲

この基準は、車両重量計設備の製作、据付けに適用する。ただし、計量検定は含まない。

1-1 区分及び構成

車両重量計設備の区分及び構成は、表-12・1のとおりとする。

表-12・1 区分及び構成

区分		構成
車重計	本体部	積荷ブロック、ロードセル、横振れ防止装置、接続箱等
	指示記録部	測定部、設定部、記録部、表示部、電源部、時計部等
	表示部	表示装置等（外部表示）
軸重計	検出部	載荷板、外箱、ロードセル、保温装置等
	指示記録部	測定部、記録部、警報部、表示部、電源部、時計部、筐体等
	モニター表示器	デジタルモニター表示器、ランプモニター表示器等
	警告表示部	表示器、警報器等
	接続箱	接続箱等
付属設備		ベースプレート、ストッププレート等

2. 直接製作費

2-1 材料費

(1) エキストラ

鋼材のエキストラは必要に応じ計上するものとする。

2-2 機器単体費

機器単体費として計上する品目は、次のとおりとする。

- ・車重計（本体、指示記録部、表示部）、軸重計（検出部、指示記録部、モニター表示器、表示器、警報器、接続箱）等で積上げ積算しないもの。

2-3 製作工数

付属設備の製作工数は、「第 18 章鋼製付属設備」によるものとする。

3. 直接工事費

3-1 材料費

(1) 据付材料費

据付けに使用する配線材及び樹脂モルタル等の材料をいい、積上げによるものとする。

3-2 据付工数

(1) 車重計

車重計（ピットタイプ）の据付工数は、表-12・2を標準とする。

表-12・2 標準据付工数

秤量	標準据付工数（人/台）			荷重試験工数 （人/台）	職種別構成割合（％）	
	本体部	指示記録部	表示部		機械設備据付工	普通作業員
60 t	11.5	2.5	1.5	4.5	60	40
70 t	13.0	2.5	1.5	5.0		
80 t	15.0	2.5	1.5	5.0		
100 t	18.5	2.5	1.5	5.5		

- (注) 1. 標準据付工数の範囲は、準備・後片付け、機器の据付け（ベースプレートの据付けを含む）、本体（ロードセル）と指示記録部間の配線（配管は除く）及び試運転調整とする。
 2. 試運転調整とは、車重計の据付完了後に実施する外観寸法・据付状態の検査をいう。
 3. 荷重試験とは、車重計の据付完了後に実施する荷重試験・印字動作試験及び表示確認試験をいう。

(2) 軸重計

軸重計（秤量 20 t）の据付工数は、表-12・3を標準とする。

表-12・3 標準据付工数

名称	単位	機械設備据付工	普通作業員
検出部	人/台	5.7	3.8
指示記録部	人/面	1.2	0.8
モニター表示器	人/台	0.3	0.2
警告表示部	人/面	0.9	0.6
接続箱	人/個	0.6	0.4
試運転調整	人/台	3.0	2.0

- (注) 1. 検出部の標準据付工数には、準備・後片付け、樹脂モルタルの混練り等を含む。
 2. 指示記録部の据付工数は、測定部・警報部・記録部・表示部・電源部・時計部等を同一筐体に収納した 1 面当りの工数を示す。
 3. 警告表示部の歩掛には、建柱を含まない。
 4. 各機器間の配線工数は、別途計上するものとする。
 5. 試運転調整とは、軸重計の据付完了後に実施する監視・制御・動作状態の確認及び、静荷重試験、走行試験をいう。

3-3 機械経費

(1) 車重計

車重計（ピットタイプ）の据付け及び現地試験を伴う機械器具は、表-12・4 を標準とする。

表-12・4 標準機械器具

秤量	機械器具名	規格	所要日数	摘要
60 t・70 t	トラッククレーン	油圧式 20 t 吊	1.5	車重計 1 台当り (本体部据付)
80 t・100 t		油圧式 35 t 吊	2.0	
60 t ~ 100 t	トラッククレーン	油圧式 20 t 吊	1.0	車重計 1 台当り (荷重試験)
	試験用分銅		1.0	

(注) 1. 試験用分銅の数量(質量)は、試験に必要な数量を計上する。

2. 試験用分銅は、最寄りの検定所より運搬費を計上する。

3. 溶接機が必要な場合は、別途計上するものとする。

(2) 軸重計

軸重計(秤量 20 t)の据付け及び現地試験に伴う機械器具は表-12・5 を標準とする。

表-12・5 標準機械器具

機械器具名	規格	機器名	所要日数	摘要
トラック	8 t 車 (クレーン装置付 2.9 t 吊)	検出部	1.5	検出部 1 台当り
		警告表示部	0.5	警告表示部 1 面当り
発動発電機	2kVA		2.5	
試験用トラック	8 t 車		0.5	検出部 1 台当り
試験用分銅	8 t		0.5	(荷重試験)

(注) 1. 試験用分銅は、最寄りの検定所より運搬費を計上する。

2. 発動発電機は、商用電源がない場合に計上する。

3. 荷重試験を実施しない場合、又は別途専用の試験車両を計上する場合は、試験用トラック及び試験用分銅を計上しない。